

■紋別市産業施設誘致等促進条例による助成制度

対象	業種等	対象要件		助成の率 又は助成額	限度額	累積限度額
		投資額	雇用増			
施設の設置に対する助成	製造業 試験研究施設 先端技術産業（コールセンター・データセンター及び日本標準産業分類に定める情報サービス業並びにインターネット附随サービス業）	新・増設 3,000万円以上	5人以上 (指定地域に立地する場合は3人以上)	投資額の 100分の10	5,000万円	同一企業の 施設等につき 2億5千万円
施設の設置に対する助成 (特例)	製造業	新設 10億円以上	10人以上	助成の額等については、 議会の議決を経て決定。		
	卸売業	新設 1億円以上				
	社会福祉施設及び教育施設	新設 2億円以上				
	先端技術産業（コールセンター・データセンター及び日本標準産業分類に定める情報サービス業並びにインターネット附随サービス業）、医療施設、観光・リゾート産業施設及びこれに類似する公益上、産業集積上必要と認められる産業施設	新設 3億円以上				
雇用増に対する助成	製造業 試験研究施設 先端技術産業（コールセンター・データセンター及び日本標準産業分類に定める情報サービス業並びにインターネット附随サービス業）	新・増設 3,000万円以上	5人以上	従業員1人 当たり20万円	1,000万円	—
技術習得に関する助成	製造業	誘致する産業で、特殊な技術者を確保するための技術習得が必要と認められるもの		経費の 2分の1	一人当たり 30万円	—